

# 雲原村の農村改革と西原亀三（下）

——町村とむらの関係を中心として——

庄 司 俊 作

はじめに  
一 「京都」の貧村」と呼ばれた村

1 農業に厳しい自然条件

2 交通と地域経済の変化

3 農家の経営と生活

二 「農村のモデル」へ再生

1 村と農家を変える

2 西原村長の主導性（以上前号）

三 西原村長の誕生（以下本号）

1 模範村・雲原村と井上村政

2 「日本一大きな村長」誕生の経過

四 西原亀三の時代認識と理念

1 明確な時代認識と政治的立場

2 農村自治論の内包と外延

五 村の変化と村長・役場・集落

1 村長主導の井上方式と西原方式

2 西原に対する村民の支持

3 新たな村の体制

おわりに

キーワード：西原亀三、行政村、模範村、集落、農村自治、村長

## 三 西原村長の誕生

1 模範村・雲原村と井上村政

西原亀三が村長に就任し経済更生事業を実施する以前、雲原村は模範村だった。

西原村政の特徴、とくに経済更生事業や砂防工事を実施した歴史的意味は、西原が村長になる以前の村政を振り返って両者を対比することにより浮き彫りになる。これは、西原がなぜ村長に就任したか、そして西原村長誕生により雲原村という行政村や村役場のありようがいかに変化するかを検証することになるだろう。

本村が内務省より模範村に選ばれたのは一九三一年だ。村の青年団は府下の模範青年団であった。青年学校は出席率良好により府の表彰を受けた。貯金の額が多いことを評価されて大阪預金局長から表彰された（一九三一年）。信用組合は産業組合中央会京都支会から模範組合の一つに挙げられた（一九三三年）等々。

村長としてこうした村づくりを行なったのは、郷土における西原の盟友、井上延茂だ<sup>(39)</sup>。井上は一九〇七年から三二年までの二五年間村長を務めた。井上の後、助役の糸井七右衛門が二年余り村長を務めてから西原に代わるが、実質的に西原の村長就任は井上村政から西原村政への移行であつたといえる。

井上も西原も雲原村の歴史に大きな足跡を残した。そして、二人はともに偉大な村長として現在も雲原地区の人びとの記憶の中に生きている。西原は一九三六年、村長としての井上の功績を多として『模範村長井上延茂翁事跡』を編んだ。その中で、ひとりの村民が両村長に対し的確な寸評を加えている。それによると、井上は「教化道徳を唱え」、これに対し西原は「産業施設を絶叫」して、両者が「相待ちて村治の内容正に之れ挙らんと」した。念のため補足するが、両者が対立関係にあつたとかということではない。西原は井上村長の最後の時期を顧問的立場で支え、一方で、井上が顧問として支えるという条件で西原が村長を引き受けたという経緯がある。昭和恐慌前後の時期は村政をめぐって両者の関係は極めて緊密で、協力して村政の舵取りに当たっていた。

両者の村政が異なったのは、それぞれが背負っていた時代の課題が相違し、その反映という面が大きかった。そこで井上の村長時代を振り返ってみよう。

井上は一八六五年生まれで、西原より八歳年上であった。丹後の大橋義塾を出、一九〇七年、隣村金山小学校長の職にあつ

たとき請われて本村の村長に就任し、荒廃疲弊した村の復興に当たることになった。時あたかも雲原製糸の倒産も加わり村内は経済的に疲弊の極にあつた。村民の負債は膨れ上がり田畠を手放す者が続出し、それを村外の者に買い占めされたほか、おびただしい税金の滞納を見、また小学校の就学状況も相変わらず悪く、村民は前途になかなか希望を見い出せないような時だった<sup>(40)</sup>。

上の『模範村長井上延茂翁事跡』の中で、井上が「地方改良のため貢献した事跡」として次の一六の項目が挙げられている。<sup>(41)</sup>

- ①民心統一指導に努力した、②貯金の奨励に尽力した、③納税成績を向上させた、④村有基本財産を造成した、⑤基本財産造成植林の達成、⑥産業振興に努め成果を挙げた、⑦信用組合を充実させた、⑧教育教化の普及改善に尽力した、⑨神社財産を造成した、⑩博愛慈善の実を挙げた、⑪他町村に見ない積立金を残した、⑫戸主会を創設しその活動を利用した、⑬役場事務の刷新、⑭退職後も村政の発展に尽力した、⑮村民を十分に「訓導」した、⑯自治の模範を示した。

貯金の奨励といい、納税の改善や村有基本財産の造成、積立金の増強などの村財政の確立、また信用組合の充実といい、明治の村づくり、地方改良運動において課題とされた施策だ。一般にこれは大きく変化することなく、一九二〇年代まで継続して取り組まるが、本村においても同様だ。⑯の産業振興は専任技術員・養蚕教師による米の品種改良・増産、蔬菜や畜

産、養蚕等の奨励にとどまる。二八年から畜牛増殖を目的として牛購入奨励金が交付されるようになるのがわずかに注目される。基本的に明治農政に謳われた施策と変わらない。

井上村政は、自治という点からすると地方改良運動そのものであり、農業振興という点から見ると明治農政の具現化にほかならなかつた。そこでは質素儉約、貯蓄心、独立自営の勤労精神が重視され、これらにより村民の福利増進の実現を目指した。例えば、こんな具合いだ。

井上は「知識低級の農民指導は思想の指導と共に物的余裕を為しめざるべからず」との考え方から、貯金を強く広く奨励した。日曜日ごとに各戸一錢以上集める日曜貯金、第一次大戦終結を記念して毎月一〇銭円以上を集める講和貯金、第一回国勢調査を記念して毎月一〇銭円以上を集める国勢調査記念貯金、毎月一〇銭以上を集める婦人会貯金、祝祭日に一〇銭以上を集める祭日貯金、地価金百円以下の者に対する地租の免除に伴つて、その免税額を貯金させた免税貯金がそれである。これらは郵便局貯金だ。一方、産業組合への貯金として産業組合を通じた売り上げからそれ一割を事業資金として天引きする養蚕天引貯金、子牛天引貯金があつた。井上方針に従い多くの村民が貯金に応じた。

注目されるのは、郵便局貯金の場合、村長を貯金代表者とし、貯金通帳の管理を役場に委託して、次の理由のほかは引き出せない規則になつていたことだ。他町村への移住、災害により生

活困難に陥つた時、その他貯金代表者たる村長が引き出しの理由を承認した時がそれである。つまり、原則として村長の承認がなければ預金の引き出しができなかつた。貯金は有事の準備金であり、むやみに使うものではないという考え方からだ。不斷かつ持続的な貯金が重要ということで村民は零細貯金を迫られ、また貯金と負債は別という理由から負債がある者も貯金を迫られた。

このように見ると、貯金の奨励は、善悪を別にして、とくに村の下層にとつては半ば強制貯金であつたといえる。

一九〇六年設立の産業組合はいきなり雲原製糸破綻の深刻な打撃を受け、波乱の出発を余儀なくされた。そこで、井上は一九〇八年一月に同組合長に就任し、組合の立て直しにも当たつた（同年三月に村農会長にも就任）。就任後三年間は貸付金の整理と勤儉勤勉による組合員の訓練に主力を注いだ。その後、井上組合長の下で組合は立ち直り、大正中期に全村組合化を実現した。貯金額が着実に増加し、購買（一六年）と販売（二七年）の各事業が開始されるなど、発展軌道をたどり、一九二二八年に貯金総額は七万円を超えるまでになつた。<sup>〔43〕</sup>

注目されるのは、井上による組合の経営方針だ。第一に、貸付金は原則生産資金に限り、生活資金にはおよばなかつた。第二に、旧債償還資金は生産収入で償却のめどがあるものに限られた。第三に、各人の信用程度として「物的方面」とともに、「一家親睦」、「仕事への精励」、「質素」、「勤儉貯蓄」、「時間遵

守」など「人格方面」が重視された。

井上が組合長であった最後の時期には、組合員は組合を「組合員の組合」という観念を持ち、これを利用するようになったと報告している。<sup>44)</sup>だが、組合の実態は組合員の生活よりも組合の経営を第一義に置いていたといえる。

本村で井上村長について聞き取りをすると、「林業翁」という呼び方が返ってくる。それぐらい井上は植林に力を注いだ。目的は村財政の確立だった。そのための基本財産造成の一つが恒久的財源たる造林であり、もう一つが積立金であった。植林事業は一九〇八年、一五年計画で着手され、二五年に完了した。造林面積は約一〇九町歩、植込本数杉等約三三万七千本におよんだほか、四八町歩の天然造林を施業した。村民の賦役（毎年各戸一日）により実施され、伐採期六〇年として毎年二町歩ずつ輪伐することにより一万円の収入を得、これにより村経常費を賄う計画だった。なお、西原もこの事業を支持し資金面から井上を支えた。<sup>45)</sup>

積立金にかんしては、一九〇八年の開始以降着実に増加し、すぐに予定を上回り、一六年には実績累計額が予定金額の約一・七倍に達した。そこで一七年に予定金額を変更するとともに、一七万円に到達するまで積立を続行することが決められた。予定の変更にもかかわらず、その後も積立は順調に伸び、井上村長最後の三一年には累計額はまた予定の約一・五倍に達した。なお、積立は経済更生事業のため三四四年六月以降中止される。

以上、井上村政の力点は村財政の確立と村民の生活の安定におかれた。前者は財産の造成、積立、後者は貯金と、いずれにしても公私にわたる勤儉貯蓄の方針により達成された。井上の施策は具体的にこれに尽きるといえる。これらは当時国が町村に対し課した規律にほかなりず、井上はそれを徹底して遂行した。その点で模範村長だった。

井上村政は、積極的か消極的かという観点から評価すれば明らかに消極的であり、また後で詳述するが内向きでもあった。農業生産や農村社会の構造を変え、村民の生活の向上につなげていくような施策は見られない。したがって、町村に対し政策面で積極的役割を果たすことが求められるようになる昭和期に入ると、当然なことに、井上がやったよう村政は時代の要請にこたえられなくなる。

西原の村長就任は歴史的な流れの中でとらえるべきだ。それは決して偶発的なものではなく、歴史的な必然性があった。

なお、上の井上の功績の中には、施策というよりも統治の手法としてとらえられるべきものがかなり含まれる。井上の施策と統治の手法、さらに村長としての考え方と姿勢とは不可分だった。井上村政とは単にその施策だけから呼んでいるのではない。村長としての井上の姿勢等を含む総体を指す。井上は明治の時代に高唱されたあるべき町村長像を具現した「有徳の士」といえ、自らを厳しく律し、他人に「道徳強化」を唱えて恥じない生き方をした村長だった。この面からみても井上村政は前時代

的であったが、詳しくは後で述べる。

の一文によく現れている。

「流水飛梭の歲月は昭和四年を過去と化せり。誠に暗雲低

迷に終始せる年なりし。而して吾人も亦た空々寂々に終年せり。東都在住實に満十三年、纔に二年有余は寺内内閣の帷幄に参し、人生に意義ある活動舞台なりしも、余の十一年は其蹟を顧て空寂に徒過せるを嘆す。余の命は日に月に縮り、志望は遂に達するの秋なからんとす。寧ろ故山に帰臥し以て地方に産業を扶植するの道を求める歟。後世を益すること或は優れるものある哉の感を深するものあり。それ岐路、何れを択はん歟」（以下年月日は「三九・十一・三十二」と表記する）

### 西原村長誕生の経過を検証する。

一九二〇年代、「西原借款」で活躍した後、西原は東京に居を構え政界での裏面活動を行なった。だが、努力は報われなかつた。二〇年代末には政治活動がいよいよ思うにまかせなくなり、「一人角力の感」、「本来の黒幕活動がいつそう衰退していく感」を強める。<sup>(48)</sup>「わたしも昭和四年で五十七歳になった。しかも事常に志と違い、わが国の内政も外交も皆あらぬ方向へ進んで行つてしまつて、だんだん手のつけようがなくなつて來た」。<sup>(49)</sup>一方で、西原は母親を村の実家に残しており、郷里との関係も強かつた。林業収入による育英資金、産業奨励費等の寄付を目的として財団法人西原里仁会を設立したのははじめ（一九二六年）、井上村長との関係もあって次第に村政との関わりを深くする。

当時の西原の心境は、一九二九年大晦日、日記に記された次

西原にはすでに『經濟立国策』（一九一八年）や『經濟自治論策』（一九二六年）等の著作があり、その中で農業振興による農村自治の推進という構想を明らかにしていた。「故山に帰臥し」以下は、その持論を実践に移し、郷里の繁栄に尽すということにほかならない。西原の人一倍強い郷土意識がうかがわれる。

昭和恐慌期、西原は一九三〇年九月頃から動き始めた宇垣一成擁立運動に奔走する一方、村の經濟更生事業の立ち上げ等に尽力した。後で詳しく述べるが、井上から糸井への村長の交代、経済更生計画策定の過程で西原主導の村の体制が形成される。それと同時に、經濟更生村の指定を受けるため京都府の関係部局と打ち合わせをし、指定された後は事業資金のめどをつけるため中央の関係機関と接触を図った。また、各地の産業状況を

視察したり、労働科学研究所主催の交換分合の研究会に出席し持論を述べたりしている。

村は大江山放牧場を開設した後、経済更生計画を策定、府に経済更生事業の申請をして、一九三四年四月、経済更生村に指定された。これから実施に移そうという矢先の九月、室戸台風が襲来、大水害に見舞われた。前述のように被害総額が経常歳出の約六倍にも及ぶ甚大な被害を受けた。村は経済更生事業の実施に加え、災害復旧という難題を背負うことになった。

時の村長糸井七右衛門は井上前村長の助役を務め、三二八年九月に村長に就任したばかりだった。井上が村長になる前、校長を務めていた小学校の教員だった人物<sup>50</sup>で、おそらくその縁で助役に抜擢されたと推測される。荷が重かったということか、災害復旧に当たる中で行きづまり、西原に村長を交代することになる。

なぜ行きづまつたのか。西原の日記からその状況を再現してみる。

第一に、糸井村長は復旧工事について京都府と適切に対応できなかった。それに対して府の工事担当者は不満をもった。台風直後の十月十三日、西原は日記に次のように記している。

「本日福知山に糸井村長を伴ひ出張の処、今井土木事務所長の言動に察するに、糸井村長の災害措置に職責を欠くものあると同時に、土木当局の感情を害せるものあるを認め、之れが善後措置は甚た厄介とせり」

これだけでは具体的な事情が分からぬが、とりあえず、府の工事担当者の信頼が得られず、復旧工事になくてはならない府の支援がおぼつかなくなつた不手際が糸井の村長辞任の引き金になったことだけは確認される。糸井はこの一週間後村長辞任の申し出をし、村委会は西原に対応を任せることにする。

第二に、府の不興を買った村長の不手際は必ずしも村長個人だけの問題ではなかつた。この事態に対する西原の認識と対応はこうだ。西原は「村長の問題も村役場の事務処理と分担とを明にすることに依つて解決する」（十・二十五）と考えた。つまり、復旧工事に向けた役場の体制ができていなければそもそも問題だと西原はとらえた。そこで役場の体制を整えることになる。

まず、「水巻助役に責任を負はせ、事務の担任をなさしめ更生部長は臨時事業を担当することゝなし 回覧合議の形式を整へることとなし」で、糸井村長留任で解決を図ろうとした。また、「村政の不始末に関し善後措置を懇請し」にきた村議一同に対しても、西原は「既往に於ける順序なき経過を叱責し、一同の反省を促し、自ら覺悟の要あるを告」げ（十一・二十九）、翌日、「区長・議員・勧業委員等の協議会を催し、財政の改善と災害復旧事業の実行方法に関し熟議し、既往の如き組織には実行不能の旨を告げ、各員の反省と自覚を促」した。さらにその翌々日、「災害復旧事業の組織及主任詮考委員來訪し、其の結果として災害復旧工事は更生部長全責任を負ひ其の任に当

ること」を決めた。

第三に、工事の費用負担をめぐる村の方針も明確になつていなかつたのではないかと推定される。小さな水害を含めれば、村は一八七九年の大水害をはじめ九六年、一九〇七年、一〇〇年、一一年、一二年、一八年、二四年と立て続けに水害に見舞われた。昭和に入つても三〇年、三一年、三二年と毎年のように水害を被つた。ところが、村を流れる雲原川は一九三四四年以前はまだ「町村河川」と呼ばれ（法定でなく慣行）、府営の災害復旧工事や村費・府費補助の工事が施工されたことがなかつた。一九三〇年、三二年の道路・橋梁復旧工事に一部村費が使われた以外は村民の自費および労力奉仕により復旧工事が行なわれるのが従来の例だった。

台風襲来後の十月六日、西原は村に帰つて現場の状況を見、その日のうちに日記に次のように記した。「水害の意外に甚大なるに驚き、而かも村当局の措置甚た事理を解せず、復旧に関し関心の薄きものあり。事態の容易ならざるを察し」と。

西原の判断では、復旧工事に向け村が一丸となり、工事の責任者の特定をはじめ役場事務の体制をととのえ、費用負担問題等にかんして、工事の方針を明確にした上で、国や京都府の援助を仰いでいかなければならない。となると、村長も相応の役割を期待されることになる。然るべき村の体制を作り、村の意向を代弁し行動する強力な指導力をもつ村長、そして府等に押しが利く村長が求められたといえる。だが、それは糸井村長に

は荷が重すぎたということではないか。

西原は村の顧問として復旧工事に向け村の体制を作るとともに、工事の方法にかんしても「雲原村地内の道路河川復旧工事は府直轄分の村請負となし、村支弁分と共に村工事となしたきに付き適當なる技術者を府にて推薦して、府の設計仕様を忠実に実行する方法に致度し」（十・二十九）との方針を確定し、府の担当者と交渉に臨んだ。このようにして村の混乱は收拾された。

糸井村長は結局病氣静養を理由に辞任し、二人の村政顧問井上延茂と西原から次期村長を選ぶことになった。最終的に「村政の一新を期する」ため西原に落ち着く。西原は「洵に迷惑なことなるも事情止むを得ず之を承諾」した（一・十七）。

ところで、村政に対する西原と井上の考え方について。西原の日記には両者の考え方の相違をうかがわせる記述はほとんど見られない。ただ一つ、一九三八年の日記に「吏員住宅建築費に関し井上老は基本財産流用を不可とする旨を以てし、村民の福祉に無関心に類する議論をなせり」（八・二十五）と記されていることが注目される。経済更生事業を実施するに当たり、新設された経済更生部の予算を捻出するため、井上が嘗々と続けてきた積立を中止したことは前述した。これは吏員住宅建築に際してさらにその積立金を流用する案である。両者にはやはり、財政と村民の福祉の位置づけという村政の基本方針をめぐつて考え方の相違があったことは確かだ。

西原は村長に就任したものの、まだ東京での政治活動が残っていた。そこで、井上の勧めに従って常勤の有給助役を置いて助役が村長代理として留守を預かり、西原は東京と村の二重生活動を続けながら村長を務めることになった。西原が村長として村に本腰をすえるのは一九三八年、かねてから続けてきた宇垣擁立運動が最終的に挫折した後だった。

#### 四 西原の時代認識と理念

##### 1 明確な時代認識と政治的立場

西原は大きく①朝鮮の共益社における実業家としての商業取引活動、②西原借款の立役者としての外交活動、③国内での政治活動、④農村改革に尽力した雲原村長としての活動、の四つの顔をもつ。本稿で問題とするのは④だが、西原の場合、とくに③、そしてそれを支えた日本の将来にかんする彼の構想の検討を抜きにして村長西原とその事業の評価は不可能である。

「対外硬派」神鞭知常の政治的弟子、シベリア出兵に奔走、普通選挙には積極的に賛成でなく、金により集散する政党を「公党」でないとして政党政治に信をおかず一貫して举国一致の軍閥内閣樹立運動をした、金本位制維持論者、昭和恐慌下高橋財政に対し懷疑的な見方をし、中小企業者の納税延期運動を起こす、明確な軍部ファッショ排撃論者、村長として満州移民へ非同調等々。こう書くと、西原の生涯はいかにもとらえどころがない。

西原は村長に就任したものの、まだ東京での政治活動が残った。

だが、そこには一貫したものがあった。

西原の主張と行動の根底には明確な時代認識があった。彼は第一次大戦とロシア革命の歴史的意義を正確にとらえた。すなわち、新たに、帝国主義各国が覇を競い合う時代へ突入し、階級闘争が激化して、「デモクラシー」と「国家の強化」の国際的潮流が生み出される、と。昭和恐慌下に出された講演記録、『日本人の生くる道』では「近世の二大思潮」として共産主義およびナチス等の国家社会主義から説き起こそ。

西原が対外政策で力点をおいたのは対中国政策だ。寺内内閣期における彼の対中国政策構想にかんしては森川正則氏の研究が重要である。それによると、西原の構想は『産業開発国家』形成による緊密な『日中提携』関係を築き地域的経済関係を強化した上で、列強との経済競争に臨もうとするもので、「必ずしも『アウタルキー経済』を想定したものではなかつた」。その中国論には中国の「開発・産業化への関心が際立つていた」。<sup>(31)</sup>また、内政面にかんしては季武嘉也氏の研究が重要である。西原には時代認識があつたと同氏は主張する。すなわち、第一次大戦による歐州諸国の変化および国内体制の動搖に対する危機感が存在した。そうした認識に立つて、明治維新の「政治変革」に対し、経済を基調とした政治に改革する「大正維新」の実現が西原の政治活動の目標だったとする。<sup>(32)</sup>

西原は一九一七年十月に貴衆両院議員・学者・実業家・新聞人等を集め「大世論機関」たる国策研究会を立ち上げる。同会

が最初に取り上げたのは、当時インフレのため危機に陥った「国民生活を安定さすための研究・運動」だった。同会設立の翌月、西原は「経済立国主義」を脱稿し（翌年『経済立国策』として刊行）、内外の危機に対する対応策の構想を打ち上げる。その核心は、稳健な「経済的産業的思想的革新」を図り、それにより「軍事的海外侵略（＝霸道）にかわる国際的経済戦争に遅れをとらないようにし且つ経済的国民生活を安定充実させて『階級闘争の激化』を防止するため、産業の振興を促し一方では輸出を拡大し、他方では国民所得を飛躍的に増大させようとするものであった。<sup>53</sup>

第一に、西原はワシントン会議の精神、すなわち正義人道の本義にしたがい極東における平和を根底にして日本の存立発展の道を追求した。日本は「海外行く所として排斥を受けざる」はなかつた「倭寇的海外發展」を繰り返してきたとして（西欧諸国も同様）、これを斥け、「人類共存の原則に基く協同協力の精神」の重要性を強調する。「徹頭徹尾平和主義で、華府会議の成功を希望し、軍縮に賛成して世界の平和に貢献しよう」というのが西原の立場だった。

第二に、西原が「経済立国主義」あるいは「経済的国家社会主義」と呼んだものは、国民生活の向上あるいは海外との平和共存を重視した、健全かつバランスのとれた国民経済の発展を目指す経済体制改革構想だった。萌芽的であるが、現在の日本の課題にも通じる点で今日的意義をもつ。

第三に、かかる政策の実行は既成の政治では不可能であり、「革新的で強力な政治主体の結集が不可欠」と西原は判断した。彼は「終始政党には関係しなかった」が、それは金に集散し利権本位に野合する政党は當てにならないと考えたからにほかならない。そこで、西原は寺内正毅、田中義一、宇垣一成など頼むに足りると判断した軍部の指導者を利用擁立し、強力な軍閥内閣によって目標を実現する道を選んだ。

西原は政党を頼りにしなかつただけで政党政治を否定したわけでもないの、三〇年代の「ファッショ化の波」に対しても新たな政治活動、すなわち政党の更生・政党政治擁護・ファッショ排撃のための政治的対応を自らに課すことになった。

満州国建設の危険を説き、満州事件費緊急支出に反対して活動する。大川周明による神武会設立をファッショ運動の「先駆」とし、宇垣が陸相時代に「大川を近づけたことを軽率として批判する」。血盟團事件や五・一五事件をファッショの「空氣濃厚」、「傾向顯著」と嘆き、二・二六事件当日の日記には「今晚軍隊の暴挙あり」と記す。三五年総選挙にかんして、「議会解散は政界の現状に処し清涼剤なりと雖も、解散の由來が軍部予算の偏重に存し、それが農村及中小商工業者の匡救を放委するの余儀なきに招來した実情は総選挙に方り、候補者の主張は軍部予算偏重を以て維一の利器とすること必然なり。之れ軍部横暴の反動として必然の結果なるも、而かも其の反動は更に反動を惹起する虞なしとせず、之れ洵に恐るべきものなり。即ちフ

ハツショは其辺に台頭の必然性を有することあり」と記し（三五・一・三十二）、時代の推移を的確にとらえていた。さらに、西原が村長になつてからのことになるが、近隣の村々が満州移民を送り出す中、西原の方針により本村ではひとりも移民を出さなかつた。

西原は徹底して「軍部ファッショ」とは相容れなかつた。その政治的立場は右のような姿勢や行動が如実に物語つてゐる。

一九三〇年九月頃から始まる宇垣擁立は政友、民政の二大政党に支持された宇垣内閣の樹立による政党政治擁護・ファッショ排撃を目指したもの<sup>(58)</sup>。だからこそ、宇垣擁立の最終的挫折は西原にとってそれまでかろうじて保つてきた政治活動の余地や意味を完全に失つてしまふことにほかならなかつた。

## 2 農村自治論の内包と外延

さて「経済立国主義」の問題に戻す。それは具体的に①経済機構の改革、すなわち「生活必需品の価格の平衡を保持し」国民生活の安定に資する産業の発達、輸出の増進を実現するための「合理的生産消費組織の確立」、②行政機構の改革、③地方自治の改革の三つを柱とした。①のうち「生活必需品価格の平衡」は第一次大戦直後の時代を反映するが、西原の時代認識を示すものとして一九世紀型の経済的自由主義に対する見方が注目される。それは放縱な自由主義であり、弱肉強食の社会的危害を生むことにつながるとして西原の取るところではなかつた。<sup>(59)</sup>

雲原村の経済更生事業につながるのが、③の地方自治の改革である。それは「行政的地方自治の現状」を改革して「産業的自治」を実現し、「共同生存、協同生活」を自治の基本とする地方団体を確立することとされた。この主張は後の著作である『経済自治論策』（一九二六年）や『景気回復の鍵』（一九三一年）、『日本人の生くる道』でも基本テーマにすえられ繰り返し説かれるが、その内包と外延はこうだ。

西原によると、「農村自治の本姿は村民の生活と消費、経済と生活とを調和し、これを高度に合理化することにある。農村自治機構はこれが円滑に遂行される機構でなくてはならぬ」。町村の経費の四五%を教育費が占め、勧業費はわずかに一%、土木費は八%を占めるが「耕作路及林道は鼠の通路に似たる原始時代其儘にして顧み」ず、その他衛生費、社会事業費は飾り物にすぎない、一六%を占める役場費は行政委任事務費が主であるという当時の一般的な町村財政のあり方を引き合いに出し、現行の市町村制は「地方自治に非らずして、全く地方自潰となつて、国民生活の脅威圧迫を本能とする機関と化している」と批判する。そこで、勧業、教育、土木、衛生、警備等の事業を自治的に經營するとともに、行政委任事務量を縮減する。これ福利に沿う生活の安定向上が実現されるとする。

西原にとって、農会や産業組合など農業団体を地方自治の観点からいかに位置づけるかも重要な問題だった。農業、畜産、

養蚕、山林等を改良、生産を増進して村民の所得を増加するこ  
とは農村自治の本旨であるどころか、それ以外に農村自治の事  
業はないというのが西原の認識だった。つまり、農業団体は本  
來町村がやるべき事業をやっている。ところが、その実態は強  
制と負担を課すことにより無数の団体が「濫設」され、「效益」  
が少ないまま無駄ばかりが目立つ。そこで、地方自治を本来の  
自治に新規向き直しすると同時に、農会等の団体は廃止する。  
そして産業組合の各事業は町村の自治機能に併合することを主  
張する。

以上の地方自治の基底にある精神を、西原は「地方民の経済  
生活が基調となつて協同主義の社会生活の機能を構成する」こ  
とという。繰り返すが、生産と消費の均衡を図り、生産を増進  
し所得の増加に結びつける、これが西原のいう「農村自治の要  
訣」だった。そこで、村内の生産物は挙げて共同で販売し、全  
村の必需品は共同で購買する、そして住民の会計経理を役場が  
処理する。これにより全村の生産とその収入、需要とその支出  
がすぐさま明瞭となるだけでなく、住民各戸の収入支出が明瞭  
となり、住民各戸の事情を踏まえ生産・消費の調節が可能とな  
る。たとえば、副業の奨励が声高に叫ばれた割に実績が挙がら  
ないことについて、西原は「副業を奨励するが、原料を要する  
物はそれを如何にして供給を受け、それを如何にして分配し、  
その製品を如何にして販売するかの計画がない<sup>(61)</sup>」ことに原因を  
求めていた。養鶏や養蚕の発展、あるいは西原が急務とみた乾

蘭倉庫の設置運営もこのような協同協力を基調とした町村役場  
の役割發揮が鍵になると考えた。

一九二〇年代に町村が産業振興のための事業を実施できるよ  
うにする「産業自治」の要求が全国町村会から強く出されるよ  
うになつた<sup>(62)</sup>。また、田中義一内閣の時、「地方団体の経済化」  
として「経済団体を市町村に統合する案」が検討された<sup>(63)</sup>。西原  
の農村自治論はこれらの先駆けと評価できる。

それにとどまらず、西原の主張にはもっと広い含みがあった。  
第一は、経済的な意図だ。その農村自治論は「経済立国主義」  
の枢要の一環として、すなわち農林業を発達させその分野での  
輸出入のバランスを改善して、国際的経済競争の激化に対応す  
ることを意図した構想だった<sup>(64)</sup>。第二は、政治的な意図だ。西原  
は共産主義と国家社会主義を「歐米の社会的特產物」として日  
本の国民生活には合致しないと斥け、日本人の生きる道を全社  
会的な「協同主義の社会生産機構」の確立に求めた。これによ  
り生活と結びついた政治機構、すなわち西原自身、「民意を本  
とし、民生の福利を基調とすることが、特徴にして其生命であ  
る」と考えた議会政治の再生を構想した。

## 五 村の変化と村長・役場・集落

### 1 村長主導の井上方式と西原方式

井上村政も西原村政も、村長主導という点では変わらない。  
より的確にいえば、西原は村長主導というよりも村長専断的と

いった方が適切である。だが、両者の手法は、施策の差異に対応してまったく異なる。

上に挙げたように井上の功績の一つは、村吏員の服務規程や財務、簿冊整理の規程を定め、役場の事務・統治機構を刷新整備したことだ<sup>66</sup>。吏員には公僕たる自覚を促し、公明正大にかつ節度をもって村民に対応すること、能率的で質素を旨とした事務の遂行を求めた。村長以下吏員全員を常勤とし、各自の分担を明確にして不在等の時村民が不便するようなことがないようになした。金銭の保管取扱の体制を整えるとともに金銭の出し入れが分かるようにし、また帳簿の整理により誰にでも役場事務が理解できるようにした。法規どおり予算決算の形式にのっとり村財政を経理するようにし、村議選挙には村長として一切関わりをもたないようにした。以上を要するに、井上は役場の組織を村の統治にふさわしいものに整備した。

井上は戸主会を創設し、また区長制をしき、八つの集落を区として各区に区長を置いた（一九二二年）。戸主会として、年一回以上村内の戸主全員を集め総会を開催した。予算決算を含む事務報告や村政の方針を村民に知らせて、村民の自治意識を高め、村政への参加を図る。これにより村政の円滑な遂行を図ることが目的だ<sup>67</sup>。このような仕組みを作ることは一般の町村では難しかった。戸数一七〇戸足らずの村であったことに加え、近世の藩政村以来ひとつの村としてやってきた本村だからこそ可能だったといえる。そのほか、井上は意識的に村民との接触を

図るため、青年会や婦人会など村内の団体あるいは各集落の会合に出席し訓話を行なつたりした。

井上村政の手法としては、村長の人格という要素も重要だった。井上にかんする上の書物をみると、何人かが井上を二宮尊徳にたとえている<sup>68</sup>。村長になって趣味の囲碁と釣りをやめた。村長就任とともにわざわざ家を役場付近に移して公務に励んだ。村長の報酬が少ないとして村委会が増額を提案したことに対し頑として拒否した。長年の功績を多とし村が慰労金として二千円を贈った時も、いたん受け取った上で全額を村に寄付してしまった等々。こう見ると、同書の中で、西原が井上について「至誠廉潔の高士」、「村長の職に就き二十有五年、終始一貫寝食を忘れて村政を鞅掌し」、「忠孝節義一貫の高士」、「特に気節を尚び敢然人の難に赴き、時に私財を割つて自ら乏しきを意とせず、公私の分を明守し決して彼此を混交せず」と評しているのも誇張ではないだろう。

ひたすら村民に道徳教化をとく村長として、それにふさわしい村役場を作り、またいわば村民とコミュニケーションをとつて説明責任を果たすと同時に、自ら模範を示すというのが井上の手法だった。その結果として、村役場、村長に対する村民の信頼度が高まる一方、村長としての訴求力が強まり、井上の目指す倫理を基調とした村づくりが可能となつた。井上はこうした村政を行なつた。

西原は違つた。

ひとつ例を挙げよう。西原は村長になるかなり前から、農業振興の鍵として農地の交換分合を重視し、これにより農民の生活を向上させること、そしてデンマークのように農業が発展し農産物輸出も進んで農業が国民経済の中で重要な位置を占めるような日本の経済立国の姿を構想した。<sup>(70)</sup> 村長になって全村的に交換分合を行ない農家の移転までやった。だが、時代は戦前、農家の戸数も農地の面積も変わらない中での事業だった。当然、これにより大きな恩恵を受けた者がいる一方、あまり気が進まなかつた者、不利益を被ると思った者もいたはずだ。現在雲原地区で聞き取りをすると、西原の事業により大いに助けられたとして西原を絶賛する人がいれば、「うちは損した方ですから」と当該事業をクールに見ている人も、父親が西原と親しかつた者の中にさえいるのが実際だ。西原はそうした矛盾、場合によれば利害対立を克服して交換分合の事業を行なった。その決め手となつたのは、やはり村長としての西原の強力な指導力だった。

西原は村長に就任にして約二年半後日記に次のように記している。その村政の手法を自ら端的に表出したものとして注目される。

「宇垣大将を国立に訪ひ、東京市長問題及政局に関し談せり。東京市長に対しても自分の村長としての経験に依れば、村長も市長も自治制上よりは別に異なる処なし。然るに村長は独断専行が容易なるも市長は然らず、殊に現自治制は

自治住民の福利を目的とせず、行政を目的とせり。故に自治制の齎らす処は自治住民の福利とは反比例のものなり。故に自治の根本を改むるに非されば、何人が市長たるも結果は以て知るべしなりと進言し置けり」（三五・五・十六）

念のため説明を加えると、この宇垣との会談において東京市長問題にまつわり西原が言おうとしたことは、単なる行政に終始し、住民の福利向上を目的としなくてもいいような制度的仕組みになつてゐることが地方自治の根本的な問題で、東京市政において市長の顔が見えない、市長が指導力を發揮していないとすれば、そこを改め住民の生活を優先するような仕組みを作ることが先決だという持論の開陳が一つ。もう一つ、西原の隠された自負というものを読み取るべきだろう。すなわち、村民生活の向上を重視し、「独断専行」で村政を行なっていることを西原自身認めている。なお、本来東京市のような広域の地方団体よりも村の村長は指導力を發揮しやすいという西原の判断も注目される。

重要なのは、村における西原のこうした位置は、経済更生事業の実現を図る中でその意図と関係なく形成されたことだ。

一九三四年の年頭に当たり西原は日記にこう記す。「昭和七年以來努力中の雲原村更生の業は何とかして実現を計りたきものなり。本年は最も重要な年なり。切に之れが実現を期す」（一・二）。経済更生事業実現の強い決意を新たにしている。そこで、四日後の一月五日、重要な会議がもたれた。同会議には

村議・前村議・区長等いわば村の有力者のほとんどが召集した。この会議はおそらく西原が召集したものだろう。彼はこの会議で次のような行動に出る。

「雲原村更生計画に対し各位の留意を促し

一、現状にて自然の推移に委せて行くか

二、更に一段の進歩した計画に依り理想的農村を造るか  
即ち現状維持か更に奮進するかとの問題を提出し、論議の

結果全然老生に一任するを以て更生計画を実行されだし、  
との満場一致の意見纏り、之れが実行を委任さる」(一・五)

それまで時局匡救事業として大江山放牧場開設等の事業に取り組んできた西原には、「既往及現状に於ける諸般施設に対する村民の無理解無自覚」(三三・八・二十七)が歯がゆく、また村として重点をおく「暗渠排水も開墾も予期の施設に進む能はず、洵に中途半端にて」遺憾とする思いが募っていた。その苛立ちから、事業の実現に向けて村民の自覚を促し、一任を取り付けたという思い切った行動に出たのである。目指す経済更生事業を実行するには、村民の十分な自覚と然るべき村の体制の整備が欠かせないという西原の判断があつたといえる。

ところで、井上が村長を辞し助役の糸井に交代した時、西原がやはり村議・区長会から後任の選定を依嘱された。井上邸において、井上・西原・糸井その他二名による協議の結果、村長に糸井を当てることと、「執行機関」による「合議実行することの機構」を確認して村議・区長会の承認を得た。執行機関

として村長のほか、殖産、産業組合、臨時事業、負債整理の四つが置かれ、この執行機関会議により村の基本方針を定めるところになっていた。つまり、西原の上の提案はこうした村の執行体制を廃し、自己への権限の集中を求めたものだった。

こうして、西原の「独断専行」の体制がととのつた。前述した村が大水害に襲われた時や糸井村長辞任時に見せた対応はこうした地位からきた西原の行動だった。

## 2 西原に対する村民の支持

なぜ、村民は西原の独断専行を認め、彼に村の未来を託したのか。彼の産業振興の理念が村民から支持されたことが重要だが、そのほか次の二点が挙げられる。

第一に、西原が村や村民のために活動してきた実績が評価支拂されたといえる。前述のように彼は政治活動を続ける中、しばしば村に帰省し村のために活動してきた。とくに、井上村長がやめる前後からは顧問的立場から村政を見、大江山放牧場の開設や経済更生計画の策定に深く関わった。糸井村長就任に当たっては井上とともに主導、新たな村の統治の体制を作つたことも前述した。西原の独断専行の体制はこの延長線上にあった。

村のための活動はそれだけではなかつた。寄付により井上村長の植林事業を支えたのをはじめ村への寄付活動が重要である。日記から三三年の寄付を拾うと、まず村の産業振興を目的に、西原里仁会が役場に毎年六〇〇円を指定寄付することを決めて

いる。役場はこの資金を利用して農業技術員一名を雇用した。また、道路建設に当たり西原が工賃を立替払いしたり、時間労行のために各集落が備えた半鐘や、開墾地に植えた西洋梨の苗・肥料を寄付したりした。

第二に、産業振興といつても、先立つものは資金である。その点、本村のような極めて小規模な村は絶対的に不利な条件にあったといえる。これを克服する道はいくつかあるが（事実、後述のように西原は別の方針も模索した）、まず誰もが思いつくのは政治の力で資金を獲得してくる方法だ。西原がもつような政治的資産、すなわち政界や財界や官界と太い人脈をもつ人物を前にした時、それを利用しようするのは当然のことだ。実際、村民は西原のこの能力に期待したと考えられる。

西原も期待に十分に応えた。西原村政の特徴は、産業振興の

ために強力な実行力を発揮したことにある。そして、その実行力は西原の政治的資産に裏付けられていたといえる。日記から西原が一九三四年～五六年の二年間に中央の関係省庁等に行なった要請活動を見てみよう。

一九三四年は村の経済更生事業資金の確保と水害復旧工事の着手が二大テーマとなつた。前者にかんしては、利子三分二厘三〇年年賦の低利資金の借り受けを求め、大蔵省預金部長等と頻繁に会談し要請した（難航したが翌年二月要求どおり解決）。また起債の許可を求め、黒田大蔵次官や津島理財局長、安井内務省地方局長をはじめ関係当局と面談。農林省関係では、長瀬農務

局長に更生計画の利子補給の要請したり、関係理事官と交換分合について打ち合わせをしたり、育雛場補助を要請したり、小濱新農務局長には耕地復旧補助未決定前工事着工の了解を求めたりした。縦割組織ゆえ一案件につき局部課ごと、そして関係の局長から課長技師まで行き届いた要請活動を行なわなければならなかつた。後者にかんしては、工事の実施方法をめぐって京都府の関係部局との、これも多方面にわたる極めてタフな交渉を繰り返して工事にこぎつけた。また、京都府知事の雲原村視察も要請した（翌年実現）。西原も以上の活動に手ごたえを感じてか、三四年の大晦日の日記に「本年は幾多の問題に当れるも未だ一として発芽するなし。實に無為に経過せるものゝ如し。但し雲原村に於ける施設のみ或は有意義を将来に齎らすべき歟」と記している。

一九三五年は砂防工事関係の要請活動がハイライトをなす。内務省赤木技師と頻繁に会つたほか、上司の河川課長に掛け合つて赤木の雲原村出張を実現させ、本村での砂防工事着工の道筋をつけた。後藤内相とは何度も会談、第二準備金を要請をしたり、農村の実情について懇談した。高橋蔵相とも何度も会い、農村財政の窮状を訴え、砂防工事の必要性を力説したりした。農林省関係では、山崎農相を訪ね雲原村への善処方を要請、長瀬農林次官・戸田農務局長にも更生事業について要請し、小平経済更生部長には頻繁に会い柿渋製造にかんして農村工業への補助を要請したりした。砂防工事費にかんして賀屋主計局長、

地方財政調整問題について石渡主税局長に会う。砂防工事の予備金支出にかんして広瀬内務省土木局長に要請。和田博雄ら内閣調査局調査官が雲原村を訪れたほか、吉田茂同長官に西原が会っていることも注目される。三辺文部次官を訪ね地元公誠小学校の教育改善について意見聴取した等々。

以上が日記に記された西原の活動だ。日記はかなり記入漏れの日があるのでこれは全体ではない。それにしても、とても一村長の行動とは思えない。長年の政治活動で培ってきた政界・財界・官界人脈があつたからこそ実現したといえる。他方で、経済更生事業や砂防工事の関係者を中心に極めて多数の人びとが視察のために本村を訪れた<sup>(1)</sup>。本村のような村で経済更生事業を成功させるには、資金援助を含む外からのサポートが欠かせない。それを果たすことができると期待された人物が西原だった。村民はこの点を見抜き、事業遂行のために西原を中心の一丸となつたのだ。西原は、思想と行動の両面において時代に即応した新しい資質を備えた村長といえる。

### 3 新たな村の体制

経済更生事業の実施は、役場のあり方および村の行政と集落との関係を変えた。

村が極めて小規模なことによる事業遂行のネック、すなわち脆弱な財政基盤を克服するため、西原は別の道も模索した。それは隣村金山村天座部落との編入合併の企てだ。

天座部落とは隣接し、組合立の公誠小学校を共にしていたほか、大江山放牧場も共同の事業として実施するなど結びつきが強かった。一九三四年を迎える経済更生事業の実現に向け本腰を入れた時、彼がまずやつたことが注目される。天座の有力者を呼び、経済更生事業をともに実施することを説き、それに向けて天座の編入合併の必要性を訴えた。年明け早々の一月四日のことだ。これに対し天座の三人は西原に対応を一任した。その後の対応はいかにも西原らしく迅速だった。翌日、前述の、雲原村の村議・区長会から更生計画の実行について一任を取り付けた上で、天座部落でも更生事業の準備に当たることを指示した。それを踏まえ、府内務部長に会い、天座部落を分離編入し新雲原村として更生計画を樹立することに対し、府の同意を求め、引き受けを承諾させた（一月十一日）。さらに、地元選出の衆議院議員芦田均に合併について尽力を請い、芦田もすぐ帰郷し斡旋役を果たすことを約束した。

最終的に天座部落との合併は立ち消えとなるが、西原が、経済更生事業を実行する上で雲原村があまりにも小さく、そのため財政的な限界があると判断して、合併に動いたことは間違いない。経済更生事業は、村の規模という問題を浮上させる契機になつたといえる。

次に役場のあり方の変化。西原村長誕生の経過で述べたことと一部重なるが、まとめておく。

一九三四年五月、経済更生事業の実行に向けて、経済更生部

が特設されることになった。そのための特別会計を設けて、基本財産の蓄積を停止しこれを経費に充当することになった。同部の部長と三人の理事は西原の推薦により決まった。

水害後の糸井村長の災害措置の不手際、辞任申出を受け、十月末、役場事務の処理方法と分担が明確にされたが、助役に責任を負わせ事務を担任させること、回覧合議の形式を整えることと合わせ、経済更生部長には臨時事業を担当させることが決められた（これにより糸井村長の留任を図る）。

災害復旧工事を行なうに当たり、役場の工事担当者を誰にするかが問題となつた。経済更生部長が全責任を負いこれに当たることになった。

災害復旧工事等を行なうに際し、補助事業導入の村の方針や基準もいやおうなしに明確にしなければならなかつた。本村では最初、道路河川復旧工事は府直轄分の村請負とし、村支弁分の村工事として実施するとの方針で府と交渉に当たつた。三岳山の砂防工事については府直営での実施を要請した。こうして、その後役場が補助事業を導入する体制も整えられた。<sup>(72)</sup>

糸井上村長の下での役場の整備は、村民に向かつての、いわば内向きの「役場らしい役場」の整備だった。これに対しても、以上を要するに、西原は経済更生事業等により外に向かつて役場の体制を整えた。つまり、役場は国や京都府からの資金の受け皿として確立されたといえる。

ところで、村で聞き取りをすると、西原村長はことのほか雲

原村としての一体性を重視したといわれる。そのため、村にあつた八幡神社、十二神社の二社を一社に合祀したりした。前述の、西原が経済更生事業を実施するに当たつて一任を取り付け独断専行の体制を敷いたのも、実は村としての一体性を重視したからにほかならなかつた。

そこで問題となるのは、村の行政と集落との関係だ。

この点にかかわつて極めて注目されるのは、一九三三年、村議会を一二名から八名にする条例が制定されたことだ。西原はこの案を年明け早々の村議・区長等の会議において示し決めさせた。「自治は協力である。協力の基礎は和合である。選挙を争つてこの和合を破つては自治はなりたゝない。世論に聞いて政治を行う」ということも正しいが、世論の名の下に住民が各自の自由を求めて権利を主張するのと、協同協力を高む村の自治精神とは別物でなくてはならぬ」との西原の考えにもとづき、村議会を集落代表として一集落から一名ずつ出すようにしたとされる。<sup>(73)</sup>

本村はもともとひとつの藩政村で、主として地勢上の理由により「明治の合併」ではどの村とも合併せず、単独で明治の行政村となつた。南島、寺谷、市場、久保小杉野、佛谷、先山、山谷、西石の八集落があり、これが近世以来の生産・生活の共同体であり、現在農業センサス上の農業集落の単位となつている。本村が「昭和の合併」で福知山市と合併した後、自治会の活動は旧雲原村の区域で行なわれた。集落単位での活動を市

に要求したこともあるが、市の方針により認められていない。

このように行政村と集落とは独特の関係にあり、全国的にみて

大字＝集落の割合が多い近畿の農村としては特殊といえる。

集落としてのまとまりは認められる。各集落ともそれぞれ祠があり、今も独自に祭祀を執り行なう。集落の村落結合や村民と集落との関係を象徴するのが、農家移転の状況だ。本村の特徴として農地は全部居住する集落内に所有することを原則としたから、他集落への移転も行なわれなければならなかつたが、実際は集落内移転がほとんどだつた。<sup>74)</sup> 移転農家は他集落への移転を敬遠したと見られる。

だが、近畿の一般的な集落と異なり、平均約二〇戸と総じて小さく、上述のように「部落」というのも他村におけることき大字でもなく、昔は『村』と称して独立していたものでもない」から、「自然部落根性などは極めて稀薄であつた」ことは確かだろう。こうした村において集落によって村議の数が異なるといふのは確かに部落根性を誘発する弊害にこそなれ、益するところは少ない。上の村条例により「更生諸事業をよほどやりやすくした」との評価に賛成である。<sup>75)</sup><sup>76)</sup>

## おわりに

雲原村のケーススタディにより、経済更生事業など農村改革の実態とそれに伴う村の変容を明らかにしてきた。従来の「ファシズムの視点」による経済更生運動研究に対する批判を意識し

つつ、同運動を今日的な視点から見直し、再定義を試みる意図があつた。

従来の視点では、経済更生運動によって、村において今日の地方自治体行政の仕組みや農業振興、村づくりにつながる歴史的変化が起きたことがとらえられない。また、それと同時に、同運動を天皇制ファシズムの運動と一体的に理解する向きがあつたことも従来の研究の問題点として否定できない。この点はすでに多くの指摘があるが、本村の農村改革を主導した西原亀三は満州移民に対しても強い反対論者であり、この理由により村からひとりも満州への移民を出さなかつた。同運動を積極的に主導した村長は天皇制ファシズムに共鳴した人物ばかりではなくつたことに改めて注目する必要がある。

経済更生事業は大きく村の変容を促し、そしてその変化は今日の自治体行政の仕組みや農業振興、村づくりの原型の形成としてとらえられる。全体の分析を通してとくに、経済更生運動の歴史的性格として主張したかった要点がこれだ。

村の歴史を作るのは個々の人間であり、とくに当時の村では村長の役割が大きいという素朴の認識から、西原村長の人物論を中心にして分析したのも本稿の方法的特徴だ。西原には村づくり、農村自治の明確な「理念」があつた。また、その豊富な政治経験により培った幅広い政界人脈など、西原が事業を遂行し村を変えるのに決定的に有利な資産をもつていた。この時代、もはや村は小宇宙的には存立しえなかつたし、変われなかつた。

理念からいかに村が変容していったかを明らかにすることができたと考える。

#### 本村の農村改革の特殊性と普遍性について。

経済更生事業として多様な生活改善そして農家移転まで行なつて農地の交換分合を実施したり、砂防工事を併せて実施するなど、本村の経済更生事業は広範囲におよび、かつ徹底していた。だが、それは当時の農村、農家が当面する課題を的確にとらえ、新たな時代の「農村のモデル」へと村を再生する事業だった。確かに事業の範囲や徹底性は特殊であったが、同時代の同様の試み中で典型としてとらえるべきであって、けつして例外ではなかつた。

①徹底した村長主導性、あるいは②本村が近世の藩政村以来ひとつの村であったということも、本村の特殊性を表わす。本

村の事例は村長主導型の経済更生事業として位置づけられる。

①にかんして付言しておこう。村民を農事実行組合に組織し、種々の品評会を実施、これと組合の一人一役主義とを絡めて村民の経済更生運動への参加意識を高め、この手法の組織化によ

り活動のエネルギーが生まれたり、また別の事例では青年層が農事実行組合の中で主導的役割を果たすなど、本来の意味とは異なるが村民がその主体性を發揮する例が多くみられる。それ

らに比べ、本村の村長主導性は際立ち、西原村長が数名の取り巻きを使って専断的に事業を実行しており、一般の村民の影は薄い。<sup>(39)</sup>既存の階層秩序もあまり変化がなかつたように見える。<sup>(40)</sup>

農家移転の事業に伴い設けられた査定委員会のメンバーは、自作層に限つたりした。<sup>(41)</sup>

①を踏まえた上で断つておきたい。それも例外ではなく、典型としてとらえられる。経済更生運動は行政村単位で計画を作成し、村長が事業主体となつて地域指定の申請を行なう。したがつて、村長が同運動を忌避すれば物事は始まらない。その点で、一般的に同運動は行政村の体制が整うことを前提とする。具体的な展開にかんしても、行政村レベルで然るべき権限をもつ者が意欲をもつて事に当たれるかどうかが、運動が活発に展開するかどうかの分岐点となる。必ずしも村長の主導性だけに限定されない。例えば村農会の技師が主導性を發揮するなどの例もある。つまり、いずれにせよ、同運動に内在した性格として村内での上からの主導性は欠かせなかつた。

上の①と②は、右の経済更生運動の一般的条件にぴったりとはまる。本村の農村改革を、その徹底性を特殊としつつも、典型としてとらえて例外とはしないゆえんだ。

#### 注

(39) 井上隆介氏（延茂の孫）の自宅には西原の井上宛書簡が大量に保管されている。これらは二〇〇三年七月、同志社大学人文科学研究所の竹内くみ子氏により整理され、目録が作成された（同志社大学人文科学研究所「井上延茂文書目録」）。国会図書館憲政資料室の西原亀三文書とともに、西原亀三研究の貴重な史料と思われる。

(40) 『模範村長井上延茂翁事蹟』一九三六年、一三四～三五頁。

- (42) 同右、二九〇三〇頁。以下は主に同書による。煩瑣になるのでいちいち注記することは省く。
- (43) 前掲『京都府天田郡雲原村農村調査報告書』五三頁以下を参照。
- (44) 京都府『優良村の概要』一九二九年、二五頁。
- (45) 一九二六年、西原里仁会の創設のこと。一九二三年以降五年間毎年千円を植林のため寄付した（前掲『雲原村更生誌』九頁）。
- (46) 同右、一七頁。
- (47) 村長就任が決まつた一九三五年一月十六日の日記に記された言葉。なお、以下は主に同日記によるが、本文に年月日を記し、いちいち注記することを省く。日記は前掲山本編『西原亀三日記』による。
- (48) 同右の山本解説（一九〇二〇頁）。
- (49) 前掲北村編『夢の七十余年』二六七頁。
- (50) 前掲『模範村長井上延茂翁事蹟』所収（一〇六〇一〇七頁）の糸井「所感」を参照。
- (51) 前掲森川「寺内閣と西原亀三」八三〇～三一頁。
- (52) 前掲季武「大正後期における西原亀三の政治行動」一七頁。西原が明確な時代認識をもつていたことは季武氏によりすでに指摘されている（一六頁）。同論文は西原の構想をまとめる上で参考になつたことを付言しておく。なお、西原の構想は金融、税制、政治、教育など極めて広範囲におよぶが、国策研究会での活動と併せ後日の課題とする。
- (53) 同右、一七〇八頁。
- (54) 西原『経済自治論策』一九二八年、九四頁。
- (55) 前掲『夢の七十余年』二三三頁。日記の次の二文を読むと、西原は軍縮論者であったともいえる。「支那は結局明末の流賊と等しき共匪となる。支那は交通なくて永遠に治安は維持されず、世界平和は戦闘艦の廃止、艦型縮小を基本となす。それと同時に機械工業を交通機関工業に転換し、支那及未開地の交通発達を計る国際協力に進展せしむるにあり」（二三三・十二・十一）。
- (56) 前掲季武論文、一一八頁。
- (57) 前掲『夢の七十余年』二六五頁。
- (58) この点にかんしては、坂野潤治『昭和史の決定的瞬間』筑摩書房、二〇〇四年、第三章を参照。
- (59) 『日本人の生くる道』一九三三年、一四〇一六頁。
- (60) 前掲『雲原村更生誌』（七五頁）より重引。なお、以下はいちいち注記しないが、西原『景気回復の鍵』（誠文堂、一九三一年）による。
- (61) 『経済自治論策』国策研究会、一九二六年、八六頁。
- (62) 『全国町村会史』一九五八年、第八章参照。
- (63) これらにかんしては『内務省史 第二卷』（原書房、一九七一年）、蟻山政道『地方行政論』（日本評論社、一九三七年、第四章等）、金澤史男「田中義一政友会内閣期における『地方分権論』の歴史的性質」（『社会科学研究』第三六卷第三号、一九八五年二月）等を参照。
- (64) 前掲『経済自治論策』七五頁。
- (65) 前掲『日本人の生くる道』三九頁。
- (66) 前掲雲原村『村治ノ概況』（一九二〇年）所収の「役場庶務規程」等を参照（一八頁以下）。
- (67) 同右、三六頁参照。
- (68) 前掲『模範村長井上延茂翁事蹟』一二七、一二四頁等。
- (69) 同右、「序」を参照。
- (70) 前掲『経済自治論策』七六〇七九頁。
- (71) 雲原村「事務報告書」によると、「官吏」が本村を訪れた日数と延べ人数（団体視察も一団体一人と計算）は、一九三五年は三月一七日から十二月一日の間に三〇日、延べ五七名、三六年は一月から十二月の間に六〇日、述べ八五人にのぼる。
- (72) 砂防工事費は全て府の負担であり、村の負担はなかつた（前掲『京都府天田郡雲原村農村調査報告書』七五頁）。
- (73) 前掲『雲原村更生誌』七五〇七六頁。
- (74) 田中功「雲原村に於ける耕地集団事業に就いて」『農業と経済』第九卷第一一號、一九四二年、八八頁の集落別農家移転状況の表を参照。
- (75) 同右、七六頁。
- (76) 本稿では明らかにできなかつたが、この点にかかわって、村議と区長（および区長補佐）にかんして、それぞれの選出方法を含め集落内の位置、相互の関係が重要な問題となる。同時代の調査報告には次のように指摘されている。「村民一般の圧倒的な信頼を得てゐる村長、其の活動の中心点としての農村更生特別助成指定の諸事業、そして村長の活動並に村長を中心とする農地委員会の活動（耕地交換分合、農家移転等）が村行政上の中心である事、之に加ふるに村行政担当者としての村長と区代表の八人の区長及び区長補佐役たる八人の実行幹事の指導的役割、従つて本村に於ける各種活動の推進力は以上の人々にあり、所謂農村団体は其等の実行機関で

あり（勿論実行幹事会の活動も区長の活動も村行政指導的具体化、実行にあるも）、又活動の方向決定上からは第二「義的な性格を有するに過ぎぬ」

（前掲『京都府天田郡雲原村農村調査報告書』六六・六七頁）。

（77）前掲拙著『近代日本農村社会の展開』第十章で分析した群馬県北橘村の事例を参照。

（78）長野県浦里村の事例。山浦国久『更生村浦里を語る』信濃毎日新聞社、一九三八年、三八・四三頁参照。

（79）なお補足すると、西原村長の独断専行は農地交換分合や農家移転にまでおよんだ。聞き取りによると、その原案はだいたい西原と数名の取り巻きによって決められ、村民はそれを拒否することは難しかつたらしい。それは日記からもうかがえる。たとえば、西石集落で日蔭伐採を実施した時、「伐採地の交換地配当に西石の選任する二名の委員と村長に全然一任」することを認めさせている（三八・八・十八）。

（80）地主小作分解があまり激しくなかつたことを考慮し、村内役職者の階層分析を行なわなかつたが、本村の場合、土地所有秩序の強さは感じられない。戸数割でみると、西原は村内一位だが、井上延茂は二位、糸井七右衛門は七位だった。有力な地主層がおらず、フラットな階層構成が特徴だったことからすれば、一定の資産・財力を前提としつつ、年齢や人格、個人の能力、とくに考え方や姿勢、経済活動・職務遂行能力が階層秩序を形成する要因として重要なことが見られる。西原は六〇歳を過ぎて村長になつたが、彼を支えた数名の取り巻きには彼より年長者がかなりいたこと、また商業に從事する者が目立つことが指摘できる。

（81）前掲『京都府天田郡雲原村農村調査報告書』一一三頁。

〈付記〉本稿は、文部科学省科学研究費（基盤研究（C）（2）研究課題「日本の近代化・現代化による農業集落の歴史的変容」二〇〇三～二〇〇五年度）による研究成果の一部である。

社会科学 74号 (2005年2月)